

恵風会ホームヘルプステーション 第一号訪問事業サービス

〈サービスの概要と利用料金〉

ご利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

☆介護予防訪問サービス費Ⅰ

介護予防サービス計画において、1週に1回程度の介護予防訪問サービスが必要と認められた方

☆介護予防訪問サービス費Ⅱ

介護予防サービス計画において、1週に2回程度の介護予防訪問サービスが必要と認められた方

☆介護予防訪問サービス費Ⅲ

介護予防サービス計画において、Ⅱを超える介護予防訪問サービスが必要と認められた方

☆生活支援訪問サービス費Ⅰ

介護予防ケアマネジメントにおいて、1週に1回程度の生活支援訪問サービスが必要と認められた方

☆生活支援訪問サービス費Ⅱ

介護予防ケアマネジメントにおいて、1週に2回程度の生活支援訪問サービスが必要と認められた方

☆生活支援訪問サービス費Ⅲ

介護予防ケアマネジメントにおいて、Ⅱを超える生活支援訪問サービスが必要と認められた方

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、及び実施回数は、介護予防サービス計画（ケアプラン）又は介護予防ケアマネジメントがある場合には、それを踏まえた第1号訪問事業計画又は生活支援訪問サービス計画に定められます。

〈サービス利用料金〉

介護予防訪問サービス （1か月あたり又は1回あたり）（単位：円／消費税非課税）

種 類	料 金	1 割	2 割	3 割
介護予防訪問サービス費Ⅰ	12,006	1,201	2,402	3,602
介護予防訪問サービス費Ⅱ	23,983	2,399	4,797	7,195
介護予防訪問サービス費Ⅲ	38,052	3,806	7,611	11,416
初回加算（1月につき）	2,042	205	409	613

生活支援訪問サービス （1か月あたり又は1回あたり）（単位：円／消費税非課税）

種 類	料 金	1 割	2 割	3 割
生活支援訪問サービス費Ⅰ	8,811	882	1,763	2,644

生活支援訪問サービス費Ⅱ	17,591	1,760	3,519	5,278
生活支援訪問サービス費Ⅲ	27,822	2,783	5,565	8,347
初回加算（1月につき）	2,042	205	409	613
サービス提供資格評価加算	102	11	21	31
上級資格責任者配置加算Ⅰ	878	88	176	264
上級資格責任者配置加算Ⅱ	1,745	175	349	524
上級資格責任者配置加算Ⅲ	2,766	277	554	830

☆ {初回加算}

新規に第1号訪問事業計画又は生活支援訪問サービス計画を作成した利用者の初回の介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスと同月内に、サービス提供責任者が自ら介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員が行う介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスに同行した場合に加算されます。

☆ {サービス提供資格評価加算}

指定訪問介護の訪問介護員の資格要件を有する職員により生活支援訪問サービスを提供した場合に加算されます。

☆ {上級資格責任者配置加算}

指定訪問介護のサービス提供責任者の資格要件を有する職員を生活支援訪問サービスの責任者としている場合に加算されます。

上記の生活支援訪問サービス費ⅠからⅢに含まれています。

☆ {介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ}

ヘルパーの賃金の改善に充てられます。サービスの単位数の合計に0.266を乗じて算出した単位数に10円21銭を乗じて計算した金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額を負担していただきます。

☆ サービス利用料金のうち介護予防訪問サービス費ⅠからⅢ及び生活支援訪問サービス費ⅠからⅢは、1月あたりの定額払いとなります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者のご負担となります。

介護保険給付の区分支給限度基準額を越えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（3）交通費

岡山市（旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く）内は無料。岡山市（旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く）外は岡山市（旧灘崎町、御津町、建部町、瀬戸町は除く）境界から、片道10キロメートル未満は500円、10キロメートル以上は1,000円のご契約者の負担となります。